

児童福祉法に基づく障害児支援事業指定等に関する基準 3 条例案の概要

1 経緯

- 平成 23 年度、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する二つの法律（平成 23 年法律第 37 号及び平成 23 年法律第 105 号。以下「改革推進整備 2 法」という。）が公布され、児童福祉法が改正されました。
- 今回の改正により、これまで国の法令で全国一律に定められていた障害児支援事業の指定等に関する基準について、地方分権改革の観点から、都道府県等が条例で定めることができるようになりました。
- このため、沖縄県では、県民が安心・安全に利用でき、かつ利用者の処遇が適切に行われる等の観点から検討した結果を踏まえ、別添のとおり「沖縄県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準条例」など 3 条例の骨子案を取りまとめました。

2 条例制定の概要

（1）制定する 3 条例について

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援等のに関する基準について、次の 3 つの条例を制定する予定である。

	区 分	条例案
1	指定障害児通所支援事業者等	沖縄県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準条例
2	指定障害児入所施設	沖縄県指定障害児入所支援施設の人員、設備及び運営に関する基準条例
3	児童福祉施設（障害児施設に限る）	沖縄県児童福祉施設（障害児施設に限る）の設備及び運営に関する基準条例

（2）国の基準省令と県条例の関係

現在、法令により定められている基準は、省令により「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」の 3 種類に分類され、地方自治体はこの分類に従い、個別の基準を条例に定めることになっています。

区分	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参考しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	法令の基準を十分参考した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容
異なるものを定めた場合	法令の基準の範囲を超える場合は違法	合理的な理由がない場合は違法	「参酌する行為」を行わなかった場合は違法

(3) 基準に対する沖縄県の考え方

厚生労働省令の3つの基準には、一般原則として、「事業主体は、施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った支援の提供に努めなければならない。」又は「施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。」と定められています。

これらを踏まえ、県民が安心・安全に施設を利用し適切な支援を受けられるよう、基準に関して、事業主体に負担を求める妥当性の観点から検討した結果、現在、国の省令によって詳細な基準が定められており、多くの場合、適切な施設整備と適正な事業運営がなされています。

このため、この条例においては、現在の国の基準を基本的にそのまま取り入れることとした上で、次のとおり一部の内容を見直したいと考えています。

○ 防災対策の強化（3条例すべてに共通）

当該規定は、従来、「消火その他の非常災害」という記載でしたが、近年、台風や竜巻、大雨による浸水被害、津波、地すべり等の土砂災害が頻発している状況です。

このため、火災の他に、施設の立地条件により想定される災害に対し、それに

応じた個別の防災計画や施設を整備し、実地訓練等を義務付けるものです。

○ 情報提供体制の整備（指定に関する2条例）

当該規定は、従来、施設利用予定者に対する施設事業の情報提供等という記載でした。

しかし、電子機器や情報媒体の多様化により、障害者への情報提供体制に格差が生じている状況であるため、施設利用者に対して障害の特性に応じた情報提供体制の整備を、努力義務として追加するものです。

（4）条例案骨子と今後の対応

上記（3）の考え方に基づき、別添のとおり条例案骨子を取りまとめましたので、県民の皆様にパブリックコメントによりご意見をいただき、有識者等の検討を踏まえた上で、条例案を取りまとめることとします。